

宜 基 渉 第 32 号
令和 6 年 5 月 14 日

第三海兵遠征軍司令官および在日米軍沖縄地域調整官
ロジャー・B・ターナー中将 殿

宜野湾市長 松川 正則

米軍の綱紀肅正について（抗議・要請）

貴職におかれましては、平素より本市の基地問題解決にご理解とご協力を賜りお礼申し上げます。

令和 6 年 4 月 18 日に本市野嵩のコンビニエンスストアで発生した建造物侵入及び強盗未遂事件で緊急逮捕された普天間飛行場所属の米海兵隊上等兵が、同年 4 月 3 日に発生した本市新城のコンビニエンスストアでの建造物侵入及び強盗の容疑で新たに通常逮捕されたと、5 月 8 日に沖縄防衛局から連絡を受けました。

今回の事件においては、店舗に侵入し、店舗従業員に対して所携のナイフを突きつけ、現金を強取するという凶悪な内容であります。

市民は日常的に発生している騒音被害など、基地負担の中での生活を強いられており、このような事件は市民の不安・負担をさらに増幅させるものと言わざるを得ず、到底容認できるものではありません。

つきましては、市民の生命・財産を守る宜野湾市長として、下記のとおり強く抗議・要請いたします。

記

- 一．頻発する米兵による事件・事故に対し厳重に抗議するとともに、綱紀肅正及び教育の徹底を行うこと
- 一．事件・事故の再発防止について万全を期すこと